る同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務	号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務並びに就労（技能実習を除く。）及び身分又は地位に基づく活動を目的とする外国人について、同項第五号から第十号まで、第十二号及び第三十二号に掲げる事務	
［略］	［同上］	
3　［略］	3　［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和五年十二月一日から施行する。

○経済産業省令第四十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）に基づき、及び同法を実施するため、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月六日　　経済産業大臣　西村　康稔

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等の一部を改正する省令

（一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令の一部改正）

第一条　一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「算定時における」の下に「第三区分費用」を、「の乖離値」の下に「（第三区分費用については、離島等供給に係る収益のうち、電灯料及び電力料等の料金収入の単価の変動に係る乖離値に限る。）」を加える。

第十三条中「における第二区分費用」の下に「、第三区分費用」を、「乖離値（」の下に「第三区分費用については、離島等供給に係る収益のうち、電灯料及び電力料等の料金収入の単価の変動に係る乖離値に限り、」を加える。

様式第二第五表を次のように改める。

第５表

離島等供給に係る収益明細表

（単位：千円）

	N－6年度（実績）	N－5年度（実績）	N－4年度（実績）	N－3年度（実績）	N－2年度（実績）	参照期間 5ヶ年計	参照期間 5ヶ年平均	N年度（想定）	N＋1年度（想定）	N＋2年度（想定）	N＋3年度（想定）	N＋4年度（想定）	規制期間 5ヶ年計	規制期間 5ヶ年平均	備考
電灯料															▶表示で記載
電力料															▶表示で記載
（　何　）															▶表示で記載
離島等供給に係る収益計															▶表示で記載

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第二条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　［略］	**第一条**　［略］
2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　［略］	一　［略］
二　需要側託送供給料金　託送供給料金のうち、一般送配電事業者が行う接続供給を受ける者が当該一般送配電事業者に対して支払う料金をいう。	［新設］